

誓 約 書

年 月 日

(一社) 静岡県LPガス協会会長 様

住 所 (所在地)

名 称 (屋 号)

代表者 役職名

代表者 氏 名

印

一般社団法人静岡県LPガス協会の会員として、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 定款及び協会の諸規定に従い、協会の事業及び活動に誠意をもって積極的に協力、参加することにより、液化石油ガス業界の自主保安体制の確立と健全な発展に寄与すること
- 2 液化石油ガス法、高圧ガス保安法、ガス事業法、消費者保護法及び特定商取引法など液化石油ガスの製造、販売に関わる法令を遵守すること。(注1)
- 3 法令の違反及び反社会的団体と関係を持つことなど公序良俗に反し、社会的信用を失墜することにより、協会の名誉を損なうような行為を行わないこと
- 4 協会の会費を納入すること
- 5 (注2) が保有する静岡県内を営業区域とする、一般販売所、簡易ガス事業所、スタンド販売所、工業用販売所、卸売販売所、充てん所、受託保安事業所、受託配送事業所全てについての協会に対する権利義務の権限を持つこと

※ (注1) 別紙のとおり「液化石油ガスの販売に関わる関係法令」を適正に遵守すること

※ (注2) は静岡県外に住所がある団体(本社)が静岡県内の他の事業所を含め協会に対する権利義務の全てを委託している者の場合のみ本社名を記載すること。

液化石油ガスの販売に関わる関係法令

勧誘・申込の適正化

1 訪問販売

(1) 訪問販売における氏名等の明示（特商法第3条）

販売事業者は、訪問販売を行うときには、勧誘の前に、消費者に対して次の事項を明示しなければならない。

- ① 事業者名
- ② 勧誘目的
- ③ 販売しようとする商品若しくは権利又は役務の種類

(2) 訪問販売における書面の交付（特商法第4条、第5条）

販売事業者は、消費者から申込みを受けたときは、その申込みの取引条件の内容を記載した書面（特商法第4条に基づく書面 [参考1参照]）の交付が義務付けられている。

その後、契約を締結したときには、申込時の条件内容を記載した書面（特商法第5条に基づく書面 [参考1参照]）の交付が義務付けられている。

ただし、申込みを受けた際に、即座に契約締結まで至った場合は、契約締結時の書面（特商法第5条に基づく書面）のみの交付とすることが認められている。

(注意事項)

契約を締結したときには、特定商取引法第5条に定める契約時書面と液化石油ガス法第14条（以下、「14条書面」という。）に定める書面の2つの書面交付が必要となる。

ただし、契約時書面と14条書面の記載事項はほぼ同様なので、契約時書面の内容を盛り込んだ14条書面のみの交付とすることが認められている。

2 通信販売

(1) 通信販売についての広告（特商法第11条）

インターネット、ダイレクトメール、新聞等に広告を掲載する際には、特商法第11条に定める事項（参考1参照）について記載しなければならない。

広告スペースの関係で全ての事項を記載できない場合は、広告内に、消費者からの請求により、遅滞なく書面又は電子メールで交付する旨を記載しなければならない。

(2) 誇大広告等の禁止（特商法第12条）

誇大広告をしてはならない。

3 電話勧誘販売

消費者への十分な説明ができないため、電話勧誘販売を行うことは望ましくない。（全L協策定の「LPガス販売指針」に準拠）

勧誘時の注意事項・禁止事項等

1 特定商取引法上の勧誘規制行為

L P ガスの訪問販売の勧誘について次のとおり注意すること。

(1) 勧誘に際しての明示義務（特商法第3条）

訪問販売の勧誘の前に、事業者名、勧誘目的である旨、商品の種類等を明示しなければならない。

(不適切な例)

- ▶ 訪問販売に係る契約について、勧誘をするに際し、「〇〇センターです」等と虚偽の名称を名乗ること。
- ▶ 「L P ガス料金を無料診断する」等と勧誘する目的と違うことを言うこと。
- ▶ 「お宅の料金が適正か調べるだけ。保険の窓口と思ってもらえればいい」等と勧誘する目的を明らかにしないこと。

(2) 不実の告知の禁止（特商法第6条）

訪問販売の際に、事実でないことを伝える行為は禁止されている。

(不適切な例)

- ▶ 訪問販売の勧誘の際に、実際には現販売事業者との間で解約料が発生するにもかかわらず、「解約に伴う費用は一切かからない」旨を告げること。

(3) 重要事項の不告知の禁止（特商法第6条）

当該契約に関して、消費者にとって不利益となる事実があるにもかかわらず、故意に知らせない行為は禁止されている。

(不適切な例)

- ▶ 配管やガス機器等が現販売事業者の所有であり、解約に伴い消費者に利用料が請求される契約であるにもかかわらず、その旨を消費者へ故意に知らせないこと。

(4) 威迫して困惑させる行為の禁止（特商法第6条）

「契約の締結又は契約の申込みの撤回若しくは解除」を妨げるため、消費者を威迫して困惑させる行為は禁止されている。

(注) 威迫とは…脅迫に至らない程度の人に不安を生じさせる行為

困惑させるとは…困り戸惑わせる行為

(5) 再勧誘の禁止（特商法第3条の2項）

消費者から一度、断られたときは、引き続き又は後日の勧誘は何れも禁止されている。

(不適切な例)

- ▶ 販売事業者が自らと契約するよう勧誘をした際に、消費者が「販売事業者を替える気はない」旨の意思を表示したにもかかわらず、その場で引き続き勧誘を行うこと。

契約の締結

1 書面の交付

原則、液化石油ガス法と特定商取引法により、それぞれの書面交付が義務付けられている。

(1) 液化石油ガス法第14条に定める書面（液石法第14条）

LPガスの販売契約を締結したときは、14条書面〔参考2参照〕を交付しなければならない。

(2) 特定商取引法第5条に定める契約時書面（特商法第5条）

訪問販売により契約を締結したときは、申込み時に交付した書面（特商法第4条）とは別に契約の内容を明らかにする書面（特商法第5条）を交付しなければならない。

※ただし、申込みと契約締結が同時に行われるときは、契約時書面（特商法第5条）の交付のみで済むことが認められている。また、契約時書面（特商法第5条）の内容を盛り込んだ14条書面のみを交付することも可能である。

2 消費者契約法の事業者への規制

消費者契約法では、事業者の行為により消費者が誤認・困惑して申込み・契約を行った場合、消費者はその契約を取り消すことができる。

また、契約解除による違約金の制限がある。

(1) 不実の告知（消費者契約法第4条）

消費者に事実でないことを伝える行為は禁止されている。

(2) 重要な事実の不告知（消費者契約法第4条）

重要な事実を故意に知らせない行為は禁止されている。

(3) 断定的判断（消費者契約法第4条）

将来の変動が不確実な事項について断定的な判断を提供する行為は禁止されている。

(4) 不退去（消費者契約法第4条）

消費者宅などで退去することを告げられたにもかかわらず退去しない行為（いわゆる押し売り）は禁止されている。

(5) 監禁（消費者契約法第4条）

勧誘を受けている場所から退去する旨を告げたにもかかわらず消費者を退去させない行為（いわゆるキャッチセールス）は禁止されている。

(6) 違約金の制限（消費者契約法第9条）

契約の解除に伴う違約金の額が事業者が生じる平均的な損害額を超えている場合は、その超えている部分は無効とされている。

＜特定商取引法による書面の記載事項＞

○訪問販売に関するもの（特商法第4条及び第5条関係）

- 1 商品の販売価格
- 2 商品代金の支払の時期及び方法
- 3 商品の引渡し時期
- 4 契約申込みの撤回又は契約解除の事項（クーリングオフ制度）
- 5 販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号、法人は代表者の氏名
- 6 売買契約の申込み又は契約締結を担当した者の氏名
- 7 売買契約の申込み又は締結年月日
- 8 商品名及び商品の商標又は製造者名
- 9 商品の種類・商品に型式があるときは、当該型式
- 10 商品の数量
- 11 商品に隠れた瑕疵（かし）がある場合の販売業者の責任の定めがあるときの内容
- 12 契約の解除に関する定めがあるときの内容
- 13 特約があるときの内容（貸付設備などの条件）

＜特定商取引法による通信販売の広告の表示項目＞

○通信販売広告の表示すべき必要広告項目（特商法第11条関係）

- 1 販売価格（役務の対価）（送料についても表示が必要）
- 2 代金の支払時期、支払方法
- 3 商品の引渡し時期（権利の移転、役務の提供時期）
- 4 返品制度の特約に関する事項（返品できない場合はその旨）
- 5 事業者の氏名（名称）、住所、電話番号
- 6 事業者が法人であって、電子情報処理を利用する方法により広告をする場合には、当該販売事業者等代表者又は通信販売に関する業務の責任者の氏名
- 7 申込みの有効期限があるときには、その期限
- 8 販売価格、送料等以外に購入者等が負担するときには、その内容とその額
- 9 商品に隠れた瑕疵がある場合、販売事業者の責任の定めがあるときは、その内容
- 10 ソフトウェアの取引の場合は、そのソフトウェアの作動環境
- 11 商品の販売数の制限等、特別な販売条件（役務提供条件）があるときには、その内容
- 12 請求によりカタログ等を別途送付する場合、それが有料のときはその金額
- 13 電子メールによる商業広告を送る場合は、事業者の電子メールアドレス

<液化石油ガス法>

○液化石油ガス法（書面の記載内容）

販売事業者は、一般消費者等とLPガスの販売契約を締結したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書面を当該一般消費者などに交付しなければならないこと。当該交付した書面に記載した事項を変更したときは、当該変更した部分についても、再交付すること。

○液化石油ガス法第14条（書面の交付）

- 1 液化石油ガスの種類
- 2 液化石油ガスの引渡しの方法
- 3 供給設備及び消費設備の管理方法
- 4 消費設備の調査方法及び調査結果、技術基準に適合していない時のとるべき措置
- 5 7区分の保安業務内容とその実施者（認定保安機関）の名称等
- 6 その他経済産業省令で定める事項

○液化石油ガス法施行規則第13条（書面の記載事項）

- 1 販売事業者及び保安機関の責任に関する事項
- 2 一般消費者等の責任に関する事項
- 3 計量の方法
- 4 質量により販売した場合であって消費されないものの引取りの方法
- 5 価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容説明
- 6 供給設備及び消費設備の所有関係
- 7 供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用の負担方法
- 8 販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合において、一般消費者等が支払うべき費用の額及び徴収方法（消費設備の所有権が販売事業者にある場合に限る。）
- 9 消費設備に係る配管について、販売契約解除時に販売事業者から一般消費者等に所有権を移転する場合の清算額の計算方法（消費設備の所有権が販売事業者にある場合に限る。）
- 10 保安機関の名称、住所及び連絡方法